

第七次

やまぐち高齢者プラン

山口県老人福祉計画・山口県介護保険事業支援計画

《計画期間：令和3(2021)年度～5(2023)年度》



令和3(2021)年3月

山口県

はじめに



本格的な人口減少・少子高齢社会を迎える中、本県は、令和元年の高齢化率が全国第3位となっており、全国に先行して高齢化が進行しています。

このような中であっても、活気ある地域の中で、県民誰もがはつらつと暮らせる「活力みなぎる山口県」を実現していくためには、高齢者の皆さんが可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし、これまで培ってこられた豊富な知識や経験を活かし、地域を支える担い手として、いきいきと活躍することができる社会づくりを進めていくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中でも、直面する感染症の危機を克服し、活力に満ちた山口県の未来を切り拓いていくため、更なる感染拡大を防ぎ、県民の皆様命と健康を守るとともに、危機から生まれた社会全体のデジタルトランスフォーメーションの動きを施策推進に確実に取り込み、これからの成長につなげていく必要があります。

県では、これまでも「やまぐち高齢者プラン」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をはじめ、様々な高齢者施策を計画的に推進してきたところですが、今後、高齢化の更なる進行、高齢単身世帯や認知症の人の増加等が見込まれることから、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年、さらには「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる2040年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進や高齢者が活躍する地域社会の実現に向けて、一層積極的に取り組んでいくことが求められています。

こうした取組を推進するため、このたび、「山口県高齢者保健福祉推進会議」の委員の皆様をはじめ、広く県民の皆様の御意見をお聴きしながら、今後3年間の本県の高齢者施策の基本指針となる「第七次やまぐち高齢者プラン」を策定いたしました。

私は、今後、このプランに基づき、市町や関係団体等と一体となって、各分野にわたる施策を着実に推進し、「だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくり」の実現に向けて、全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年(2021年)3月

山口県知事 村岡嗣政

目 次

策定に当たって	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付けと役割	1
3 市町計画及び医療計画との整合性の確保	2
4 圏域の設定	2
5 計画の期間及び見直しの時期	3
第1章 高齢者を取り巻く現状と将来推計	4
1 高齢化の進行	4
(1) 人口の推移	4
(2) 高齢化の要因	7
2 高齢者の状況	8
(1) 団塊の世代・団塊ジュニア世代の高齢化	8
(2) 要支援・要介護認定者の増加	9
(3) 高齢単身世帯の増加	13
(4) 認知症の人の増加	14
(5) 高齢者の住居の状況	14
(6) 高齢者の就業の状況	15
(7) 高齢者の社会活動等の状況	16
3 介護人材の需給推計	17
(1) 推計の趣旨	17
(2) 介護職員の需要・供給の推計	17
第2章 計画の基本目標	18
1 基本目標	18
2 計画推進の基本的方向	18
3 施策体系	19
第3章 施策の具体的な展開	21
I 地域包括ケアシステムの深化・推進	21
第1 地域包括ケアシステムの基盤強化	21
1 地域の連携体制の強化	22
(1) 高齢者の状態に応じた各サービスの連携	22
(2) 適切なサービスの提供に資する情報の共有化	22
2 地域包括支援センターの機能強化	23
(1) 体制の強化	23
ア 職員の配置と養成	23

イ	運営体制	24
(2)	総合相談機能の強化	24
(3)	コーディネート機能の強化	25
3	地域ケア会議の推進	25
(1)	体制づくり	25
(2)	多職種連携	25
(3)	質の向上	26
4	地域住民等の参加の促進	27
(1)	支え合いの体制づくりの促進	27
(2)	住民活動への支援	27
第2	自立支援、介護予防・重度化防止の推進	28
1	自立した日常生活・在宅生活への支援	29
(1)	生活支援サービスに係る市町支援の充実	29
ア	福祉の輪づくり運動の促進や地域資源を活用した重層的な見守り・支え合い体制の充実・強化	29
イ	配食等による生活支援	30
ウ	生活支援の取組を支える人材の養成や体制の整備	30
(2)	良質な高齢者向け住まいの確保	31
ア	高齢者居住関係施策の推進	31
イ	住宅施策と連携した取組の推進	34
(3)	家族介護者への支援	34
ア	相談体制の充実	35
イ	家族介護支援事業に対する支援	35
ウ	適切な介護サービス等の提供	35
2	健康づくりと介護予防・重度化防止の推進	36
(1)	生涯を通じた健康寿命延伸に向けた取組の推進	36
ア	生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	36
イ	社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	36
ウ	生活習慣の改善及び取り巻く環境の整備	37
エ	健康を支え、守るための社会環境の整備	37
(2)	介護予防・重度化防止に係る市町支援の充実等	38
ア	介護予防ケアマネジメントの促進	38
(ア)	介護予防が必要な高齢者の早期把握	38
(イ)	介護予防ケアマネジメントの確立	38
イ	ニーズに応じた介護予防・重度化防止に係るサービスの提供	39
(ア)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	39
a	一般介護予防事業	39
b	介護予防・生活支援サービス事業	40
(イ)	重度化防止に係るサービスの推進	41
ウ	関係機関等との連携強化による介護予防の推進	41
(ア)	地域包括支援センターと事業者との連携強化	41

(イ) リハビリテーション専門職等との連携強化	42
3 地域における支援の充実	43
(1) 市町における包括的な支援体制整備への支援	43
(2) 地域での生活を支える基盤づくり	43
ア 福祉のまちづくりの推進	43
イ 高齢者の安心・安全対策の推進	44
(3) 高齢者虐待の防止及び権利擁護の推進	45
ア 高齢者虐待の防止対策の推進	45
イ 高齢者の権利擁護の推進	46
(4) 災害時における要配慮者への支援	47
(5) 感染症発生時の要援護者への支援	48
第3 介護サービスの充実	49
1 介護サービスの見込量と提供体制の整備	53
(1) 居宅介護支援サービス、介護予防支援サービス	53
(2) 居宅サービス、介護予防サービス	54
ア 訪問介護	54
イ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	55
ウ 訪問看護、介護予防訪問看護	56
エ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	57
オ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	58
カ 通所介護	59
キ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	60
ク 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	61
ケ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	62
コ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	63
サ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	64
シ 住宅改修（居宅サービス、介護予防サービス）	65
(3) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス	66
ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	66
イ 夜間対応型訪問介護	67
ウ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	68
エ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	69
オ 看護小規模多機能型居宅介護	70
カ 地域密着型通所介護	71
(4) 施設・居住系サービス	72
ア 施設サービス	72
(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	73
a 介護老人福祉施設	74
b 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	75
(イ) 介護老人保健施設	76

(ウ) 介護医療院	77
(エ) 介護療養型医療施設	78
イ 居住系サービス	79
(ア) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活 介護（認知症高齢者グループホーム）	79
(イ) 介護専用型特定施設入居者生活介護	80
(ウ) 混合型特定施設入居者生活介護、介護予防混合型特定施設入 居者生活介護（介護専用型以外の特定施設）	80
(エ) 地域密着型特定施設入居者生活介護	82
(オ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホー ム及びサービス付き高齢者向け住宅	82
(5) 個室ユニット型施設等の整備の促進	83
(6) 円滑な療養病床再編成への対応	84
ア 相談体制の整備	84
イ 療養病床転換に対する支援措置の活用促進	84
2 介護サービスの円滑な提供	86
(1) 利用者主体の体制づくり	86
ア 介護サービス情報の公表	86
イ 介護保険に関する情報提供及び苦情・相談処理体制の確保	86
ウ 特別養護老人ホームにおける優先入所	87
エ 共生型サービスへの対応	87
(2) 介護サービスの質の向上	88
ア サービス評価の推進	88
イ 身体的拘束廃止に向けた取組の推進	88
ウ 事業者及び職種間の連携強化	88
(3) 地域の実情に応じた適切な介護サービスの確保	89
(4) 災害や感染症対策に係る体制整備	89
ア 災害対策に係る体制整備	89
(ア) 非常災害時相互応援協定の締結の促進	89
(イ) 災害時における広域的な福祉支援体制の充実	89
(ウ) 防災マニュアル等の策定に関する指導	89
(エ) 土砂災害防止のための立地に関する指導	89
イ 感染症対策に係る体制整備	90
(ア) 平時における感染症対策の推進	90
(イ) 感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・ 調達・供給体制の整備	90
(ウ) 感染症発生時の応援体制の構築	90
第4 介護保険制度運営の適正化	91
1 安定的な制度運営のための体制づくり	91
(1) 介護給付の適正化の取組の推進	91
(2) 市町等に対する支援	93

(3) 事業者への指導・助言	93
第5 在宅医療・介護連携の推進	94
1 在宅医療・介護に関する理解促進	95
2 在宅医療・介護提供体制の充実	96
3 関係者が連携した総合的な在宅医療・介護サービスの提供	98
第6 認知症施策の推進	99
1 認知症に関する理解促進と本人発信支援	100
(1) 認知症に関する啓発活動の実施	100
(2) 認知症サポーター等の養成	100
(3) 認知症の人本人からの発信支援	101
2 認知症の予防及び容態に応じた施策の推進	102
(1) 予防の推進	102
(2) 早期の発見・診断・対応	102
(3) 容態に応じた適切なケア	103
(4) サービス提供体制の充実・強化	104
(5) 地域の実情に応じた医療・介護サービスの円滑な連携の推進	104
3 若年性認知症の人に対する支援	106
4 認知症の人や家族が希望をもって暮らせる地域づくり	107
(1) 認知症の人とその家族の視点を重視した地域づくりの促進	107
(2) 地域の実情に応じた見守り支援体制づくりの促進	107
第7 人材の確保と資質の向上及び業務の効率化と質の向上	110
1 福祉・介護人材の養成と確保	111
(1) 福祉・介護人材の安定的な確保	111
ア 新たな人材の参入促進	111
イ 離職した介護人材の呼び戻し	112
ウ 学校教育等との連携による将来的な担い手の育成	112
エ 福祉・介護の魅力発信による職業イメージの向上	112
オ 介護事業者による主体的な取組促進	112
(2) 福祉・介護人材の養成	113
2 福祉・介護人材の資質の向上	119
(1) キャリアパスに対応した研修等の計画的な実施	119
(2) 専門性の向上を図るための研修の充実	119
3 労働環境・処遇の改善	120
(1) 労働条件・職場環境の改善と福利厚生の実施	120
4 業務の効率化と質の向上	121
(1) 介護現場における取組の促進	121
(2) 文書に係る負担軽減等	121
Ⅱ 高齢者が活躍する地域社会の実現	122
第1 社会参画の促進	122
1 高齢者の活力発揮による多様な社会参画の促進	122

(1) 社会参画意識の醸成	123
(2) 関係機関による推進	123
(3) 高齢者の主体的な社会参画の促進	123
ア 老人クラブ活動の振興	123
イ NPO活動、ボランティア活動等の促進	123
ウ 仲間づくりへの支援	124
エ 地域間交流活動の促進	125
オ 世代間交流活動の促進	125
(4) 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進	125
ア ねんりんピック山口の開催	125
イ 生涯学習・文化活動	126
ウ スポーツ活動	126
エ 人材の養成	127
第2 就労に向けた支援	128
1 働く環境づくりと就業機会の確保・就業支援	128
(1) 高年齢者雇用確保措置の導入促進	128
(2) 働く環境づくり	129
(3) 就業機会の確保・就業支援	129
(4) シルバー人材センターへの支援	129
第4章 計画の推進・点検体制	130
1 計画の推進体制	130
(1) 市町との連携	130
(2) 関係団体等との連携	130
(3) 行政各部門の連携	130
2 計画の普及	131
3 計画の調査、分析、評価及び公表	131
巻末資料	132
資料1 「第七次やまぐち高齢者プラン」(素案)に対する意見募集の結果概要	132
資料2 山口県高齢者保健福祉推進会議設置要綱	133
資料3 山口県高齢者保健福祉推進会議委員	134
資料4 計画の策定経過	135
資料5 数値目標一覧	136
用語解説	137